

平成31年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成31年3月26日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第4号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
第6号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
第7号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
第8号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第9号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第10号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
第12号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第13号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
第14号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第15号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第16号議案 幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議について
第17号議案 字の区域の変更について
第18号議案 工事の請負契約について（幸田町学校給食センター増築工事）
第19号議案 町道路線の認定について
第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算
第26号議案 平成31年度幸田町土地取得特別会計予算
第27号議案 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第28号議案 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第29号議案 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算
第30号議案 平成31年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第31号議案 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第32号議案 平成31年度幸田町水道事業会計予算
第33号議案 平成31年度幸田町下水道事業会計予算
- 陳情第1号 農協改革に関する意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第2号 「ハッピネス・ヒル・幸田第3次事業」区域における不法占有の原因及び責任を明らかにし、同様のことが繰り返されないようにしてください
- 陳情第3号 （仮称）総合体育館建設事業計画を明らかにしてください

- 日程第3 議員提出議案第1号 農協改革に関する意見書の提出について
日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 都築一三君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 小野伸之君	企画部長 近藤学君
総務部長 山本富雄君	住民こども部長 都築幹浩君
健康福祉部長 藪田芳秀君	環境経済部長 鳥居栄一君
建設部長 羽根淵闘志君	教育部長 志賀光浩君
消防長 吉本智明君	企画部次長 牧野宏幸君
建設部次長 佐々木要君	兼企画政策課長 健康福祉部次長 兼保険医療課長 成瀬千恵子君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた者は理事者16名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 水野千代子君、6番 都築一三君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第4号議案から第19号議案までの16件、第25議案から第33号議案までの9件及び陳情第1号から陳情第3号の3件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

平成31年3月26日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成31年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第4号 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

長時間労働の是正に係る措置を講ずることに伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合が平成31年3月31日をもって、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合同規約を変更することについて協議する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町消防団条例の一部改正について

消防団員に支給する費用弁償の見直しに伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町火災予防条例の一部改正について

違対象物に係る公表制度の実施に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第17号 字の区域の変更について

幸田六栗土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 工事の請負契約について（幸田町学校給食センター増築工事）

幸田町学校給食センター増築工事の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 「ハッピーネス・ヒル・幸田第3次事業」区域における不法占有の原因及び責任を明らかにし、同様のことが繰り返されないようにしてください

「ハッピーネス・ヒル・幸田第3次事業」区域における不法占有の原因及び責任を明らかにし、同様のことが繰り返されないよう求める陳情、賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第3号 （仮称）総合体育館建設事業計画を明らかにしてください

（仮称）総合体育館建設事業計画を明らかにするように求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。大変失礼しました。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、浅井武光君。

〔9番 浅井武光君 登壇〕

○9番（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告をもって、報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成31年3月26日

議長 杉浦あきら様

委員長 浅井武光

平成31年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

第9号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険税の減免の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

支給制限に係る対象所得の見直しに伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律等の施行並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る非常災害対策の見直しに伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正する省令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第13号 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

学校教育法の一部改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第14号 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
法定外公共用物の占用料の見直しに伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 幸田町道路占用料条例の一部改正について
道路の占用料の見直しに伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議について

蒲郡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約を変更することについて協議する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 町道路線の認定について
道路整備等に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
陳情第1号 農協改革に関する意見書の提出を求める陳情書

J Aのあり方を決めるのは、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応を要望する必要があるから。全員一致をもって採択すべきものと決した。
以上で終わります。ありがとうございました。

〔9番 浅井武光君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、酒向弘康君。

〔15番 酒向弘康君 登壇〕

○15番（酒向弘康君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

平成31年3月26日

議長 杉浦あきら様

委員長 酒向弘康

平成31年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第25号 平成31年度幸田町一般会計予算

総予算額164億6,000万円。第2条、地方債、第3条、一時借入金、最高額10億円、第4条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 平成31年度幸田町土地取得特別会計予算

総予算額2,142万3,000円。土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第27号 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算

総予算額32億9,779万2,000円。国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第28号 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

総予算額4億3,890万7,000円。後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第29号 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算

総予算額20億346万8,000円。介護保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第30号 平成31年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

総予算額3億1,087万1,000円。幸田駅前土地区画整理事業運営費。第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

総予算額3億6,558万3,000円。農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第32号 平成31年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万6,367戸(2)年間総給水量508万5,000立米(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,932立米(4)主な建設改良事業、配水施設建設費3,051万4,000円、配水施設整備改良費2億8,785万8,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億5,191万5,000円。支出7億9,234万7,000円。第4条、資本的収入及び支出。収入1億1,474万7,000円。支出3億3,133万9,000円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費8,741万8,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、棚卸資産購入限度額1,015万3,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第33号 平成31年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量(1)水洗化人口2万8,800人(2)年間総排水量270万立米(3)1日平均排水量、1日当たり7,397立米(4)主な建設改良事業、管路建設費1億7,242万3,000円。第3条、収益的収入及び支出。収入7億558万2,000円。支出7億406万4,000円。

第4条、資本的収入及び支出、収入3億8,927万7,000円。支出4億6,023万5,000円。第4条の2、特例的収入及び支出、未収金5,026万1,000円。

未払金 1 億 6,137 万 5,000 円。第 5 条、企業債、公共下水道事業、限度額 3,690 万円。流域下水道事業、限度額 1,750 万円。第 6 条、一時借入金、限度額 1 億円。第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費 4,685 万 5,000 円。第 9 条、他会計からの補助金 1 億 2,102 万 5,000 円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔15 番 酒向弘康君 登壇〕

○議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

始めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 第 19 号 町道路線の認定の関係であります。これは本会議の中でも指摘をし、改めるべきだということは言っていました。今までは事案が生ずるごとに直近の定例会に認定廃止をする、こういうことでしたよね。それが、今回は一括して 3 月議会にまとめてやりましょうよと。求めることによしあし、あるいは効率化の問題はあるんですけども、例えば、もう実質的には地元のほうで供用開始をされている。手続的には議会の承認が得られていない。しかし、使われ方は供用開始をされてきたときに発生する事故の問題については委員会ですらどういうふうな質疑がされて、当局がどう答弁されたのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 9 番、浅井君。

○9 番（浅井武光君） その件につきましては、そういうことは話はありませんでしたけども、電柱だとかいろんなものの関係は討議をしましたけどもそれはありませんでした。

以上。

○議長（杉浦あきら君） 14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 要は、なぜ今まで事案ごとの案件を直近の定例会にかけてきたと。それを一括やったというのは事務処理上なんですよ。事務処理上のまとめて処理すれば事は足りるという行政側の横着な発想。しかし、そのことによる問題が発生したときに地元や対住民、あるいは認定されていない道路での事故の処理の問題、そうしたものが、いや、やっておらんかったわと。日暮れ腹減りとは申しませんが、そこまで及ばなかったという点でいきますと議会の側にも問題があるかなというふうに思うわけですが。そういう問題も含めて、いや、全然あらへんかったよ。意見もない、質疑もなかったよという理解でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 9 番、浅井君。

○9 番（浅井武光君） そのとおりです。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

これより、上程議案25件と陳情3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件について反対の立場から順次討論をしてみたいと思います。

第4号議案、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

安倍政権が推し進めた働き方改革一括法は、働く者の命と健康を破壊し権利も脅かす重大な中身が盛り込まれた、文字どおり働かせ改革にほかなりません。勤務時間規制を撤廃する高度プロフェッショナル制度、いわゆる残業代ゼロ制度の導入であります。また、労働基準法を改正し、時間外労働の上限規制が法律の中に盛り込まれました。今回の改正で、労働基準法第36条に、36協定に定める時間外労働の限度時間は原則、月45時間、年360時間を上限とすること。さらに通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に労働させる必要がある場合は、月100時間、年間720時間、2カ月から6カ月の平均で月80時間まで延長できるとしました。

これまで青天井であった特別条項にも上限が設けられましたが、労働組合や過労死家族の会、法曹界などから改悪だという声が上がっております。月100時間、2カ月から6カ月で、平均月80時間という延長時間上限の妥当性の問題であります。月100時間2カ月から6カ月間の時間外労働の水準は過労死ラインであります。働き過ぎにより健康障害が生じて、労働災害と認定の因果関係の判断できるかどうかのために設けてある時間外労働時間の目安となる時間のことであります。

今日、時間外労働が多い月45時間を超えると健康障害との因果関係が見られるようになり、月60時間を超えると一段と関連性が強まるとされております。いつ過労死してもおかしくないような長時間労働を労働基準法が是認することは許されないものであります。長時間労働の是正といいながら、規則に時間外労働上限設定を月45時間、年間360時間、他律的な業務、1カ月100時間、1年720時間を設定することは長時間労働を助長しかねないものであると指摘できます。どんなに業務が忙しくあったとしても、職員の命と健康が損なわれることは許されません。人間的な生活をする上で、労働時間の短縮、長時間労働をなくすべきと主張し反対討論とします。

第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算であります。164億6,000万円を計上した予算は、過去最大という積極的予算となっております。その要因として、

藤田医科大学岡崎医療センター、小学校、中学校増築整備、町民プール大規模改修、ショートステイ建設と人口増に対応する整備、医療の充実など、町民要望も一定盛り込んだ予算であります。

しかし、景気が好調という経済情勢の税収増に支えられたものではありません。安倍政権は全ての世代が安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく改革を行うとして、高齢化による年金受給者の増加などでふやす必要がある年金などの社会保障給付の自然増を年500億円以内に伸びを抑える削減方針に沿って大なた振るってきました。こうした安倍政権の社会保障制度改革は、国民の願いに反し、老後の不安を広げるだけあります。年収200万円以下の働く貧困層と言われる人は史上最多とも言われて、貧困と格差が拡大するばかりで、アベノミクスは完全に破綻したと言わざるを得ません。

さらに、内閣府が3月に発表した1月の景気動向指数の速報値は、3カ月連続で悪化で、内閣府は景気判断を足踏みから下方へと局面変化を引き下げました。これは、国内の景気が落ち込んだことを政府自身が認めたことでもあります。消費税8%への増税で消費が落ち込み景気が悪化している中で、さらに今度は10月からの消費税10%への増税強硬は、低所得者ほど負担が重くなり、格差がますます拡大するもので、消費税増税はきっぱり中止すべきと主張するものであります。

こんなときこそ、国の悪政から町民の暮らしや福祉、子育て、教育を守る防波堤の役割を果たすことが求められます。消費税10%増税に伴い、法人町民税は一部国税化で9.7%が6%へと引き下げられ、地方消費税交付金、新たに法人事業税交付金のプラス要因があっても、試算でも明らかのように、自主財源確保が難しい状況が続くことが予想されます。ふるさと寄附は安定した財源とは言えず、自主財源の確保として、今こそ大企業への大分の負担として、法人町民税を制限税率いっぱいまで8.4%へと引き上げるべきであります。

10月からの幼児教育、保育の無償化は、国の政策として消費税を財源に充てるというものですが、公立は100%市町村負担、公立の保育園を多く抱える市町村ほど負担がふえるわけであります。ゼロから2歳児は無償化の対象が低所得世帯に限られ、3歳から5歳児の主食、副食は給食費として徴収するなど、無償化といえないものと指摘できます。国の負担で完全無償化とすべきであります。

防衛相は、昨年5月、都道府県や市町村に自衛官募集の協力依頼で、町民の個人情報の提供を求めています。質疑では提供しないとの答弁でされました。自治体には協力する義務や強制力はなく、法的根拠もありません。これからも個人情報の提供はきっぱり断るべきと求めます。個人情報保護のための国の監督機関、個人情報保護委員会の年次報告では、2017年度に起きた個人番号、マイナンバーの漏えいや誤廃棄は16年度の165件の倍となる374件と報告されております。個人番号法では、国民に番号の提供を義務づけてはいません。マイナンバーカードの交付も低迷し、制度も浸透していません。中止すべきであります。学校プール運営基本構想業務委託料が、小学校400万円、中学校200万円、合わせて600万円計上されております。これは小中学校のプールの老朽化に対応するため、今後のプールのあり方を考えていくというものであります。町民プールや民間のプール利用する場合と、学校プールの更新が費用面、安

全面などを考えていくという基本構想でしたが、質疑では蒲郡市、高浜市が民間だから、先に民間ありきという考え方が見られるものでありました。小中学校のプールを廃止して、民間プール利用はとんでもありません。効率優先ではなく、教育環境の整備充実することこそ進めるべきではありませんか。就学援助制度は、入学準備金の増額、クラブ活動費を対象に加えられ前進をいたしました。国は卒業アルバム代も今年度対象といたしました。国の支給対象は的確につかみ、充実すべきと求めます。

児童クラブの待機児解消は、働く保護者の要望に応えるものでありますが、これは評価をするものでありますが、苦肉の策の、その手法として規制緩和と民間委託で乗り切ることには危惧するものであります。児童の安全などに配慮するため、計画的に施設拡充を求めます。保育園の待機児解消、ショートステイ建設、高齢者福祉タクシー助成、産後健診、産後ケア、病後児保育など、子育て支援、教育環境の整備、高齢者施策の前進などは評価できるものであります。しかし、安倍政権は、先ほども申しましたが、全ての世代が安心できる全世帯型社会保障に転換するといいいながら、逆進性の強い消費税10%への増税が盛り込まれ、住民には負担増が押しつけられます。さらに、憲法9条改悪を狙っており、平和が脅かされています。平和な社会を目指すためにも今こそ非核平和幸田町宣言を求めます。自治体の仕事は住民の福祉増進です。その立場に立ち、町民の暮らし、福祉、教育の充実をより一層進めていくことを求めて反対討論といたします。

第27号議案 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算であります。これまで、幸田町が保険者になっていた国民健康保険が、昨年4月から都道府県単位化に移行し2年目となります。これは、自治体国保の保険者はこれまで市町村だけでしたが、新たに都道府県に財政運営に責任を負わせて、市町村の国保事業をコントロールさせよとするものであります。その都道府県化の狙いの一つが赤字解消の名で市町村が行っている一般会計から国民健康保険特別会計への法定外の繰り入れの解消ではないでしょうか。一般会計からの公費繰り入れが減らされれば、住民負担の軽減にはなりません。市町村が厳しい財政状況のもとでも、国保税緩和軽減のために努力しても、国保加入者はほかの公的医療保険の加入者と比べて、年金生活などの高齢者、非正規労働者、自営業者などが多く、低所得者が多いのに、国保税負担は一番で重くなっております。国は公費負担をふやして、国保税の引き下げを行い、市町村の負担軽減の努力を支援すべきと求めるものであります。

もう一つは、安倍政権が導入した標準保険料率は、国保の都道府県化によってつくられたもので、市町村に対して、国保税を標準保険料率に合わせることを求めております。幸田町には、1月15日、県が来年度の標準保険料率を通知しています。幸田町がこの標準保険料率どおりに国保税を改正した場合、大幅値上げとなってしまいます。現行水準は維持すると表明されましたが、国は今後、四、五年かけて標準保険料率の水準に統一していく方針であります。現在、明らかにされているのは、18年度と19年度であります。標準保険料率自体が高齢化による給付費の増加によって毎年のように引き上がる仕組みであります。国保税は今でも高く、払いたくても払えない、高過ぎる水準にあることは1億5,000万円を超える滞納からも明らかであります。協会けんぽ、

組合健保、共済などのほかの公的医療保険と比べても大きな格差があります。国保税の仕組みは所得に税率を掛ける所得割、世帯の人数を定額で課税する均等割、世帯に定額で課税する平等割で算定されます。その課税の中、均等割は子どもの人数が多いほど、また、加入者数が多いほど負担がふえる仕組みで、ほかの健康保険にはないものであります。18歳未満の子どもの均等割は廃止をし、子育て支援として引き下げを求めます。

また、廃止した県補助金は復活すべきであります。全国知事会など、地方団体は国に対し、均等割の見直しを要求しております。国民健康保険法第1条は、国民健康保険を社会保障と規定しており、国や県は社会保障である国民健康保険に責任ある対応をすべきと求め、反対討論いたします。

第28号議案 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算であります。65歳以上の人を前期高齢者と後期高齢者に分け、75歳という年齢で区別し、後期高齢者医療制度をつくって追い込む、この制度に対し反対するものであります。後期高齢者の窓口負担の原則1割を2割に。保険料軽減特例措置9割軽減。8.5割軽減を10月から廃止して7割軽減となり、負担増を押しつけるものとなっております。75歳以上が被保険者となる後期高齢者医療制度は、被保険者のみに保険料負担義務があり、2年ごとに見直しをするものであり、高齢者に負担増を強いる制度に対して反対するものであります。

第29号議案 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算であります。2017年に行われた介護保険等関係法の成立と、3年ごとの制度見直しを受けて、2018年度は利用料の3割負担の導入、福祉用具のレンタル製導入による、毎年の上限価格設定、3月議会に提案された介護保険と障害者福祉の事業者による共生型サービスの創設が始まりました。第6期の3年目から平成29年度から導入された要支援1、2の保険給付からの外しは、ボランティア、緩和した基準によるサービス、シルバー人材センターなどによる介護予防、日常生活支援総合事業に移行し、専門的サービスから遠ざけ、総合事業を担う事業所は、報酬が低く抑えられ、サービスを撤退する動きも出るなど、全国においては通所、短期入所事業の倒産も相次いでいます。

さらに2020年度に向けて、利用料の原則2割負担、施設への食費、部屋代を軽減する補足給付の試算要件に、宅地などの固定資産を導入すること、ケアプランの有料化、要介護2以下のサービスを保険給付から外し、地域支援事業に移行させる介護取り上げなど検討されており、安心して介護が受けられるとは言いがたい状況となっております。介護保険制度の充実を求めるものであります。

第31号議案 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、第32号 平成31年度幸田町水道事業会計予算について、この2議案は消費税に対して反対するものであり、10月に消費税10%への増税は中止すべきと主張するものです。第33号議案 平成31年度幸田町下水道事業会計予算についてであります。下水道事業特別会計から公営企業会計に移行して初めての予算編成であります。昨年12月議会で、国の意向を受け、下水道事業を平成31年4月1日から公営企業会計に移行させると条例改正を行いました。企業会計は独立採算制が求められ、下水道使用料の値上げにつながる

と指摘し、反対の立場を明らかにしました。公営企業は、高度成長期に集中的に整備された施設の老朽化に伴う更新、投資の増大や人口減少等に見合う料金収入が見込まれるとして、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくために公営企業会計を適用するをいたしました。貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成などを通じて、みずからの経営、資産等を正確に把握することが必要だとして、総務省から遅くとも平成32年度の予算決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められると国の要請に沿ったもので、具体的な手順を示して、自治体に公営企業会計の適用を図るやり方は自治権の侵害であります。今後、使用料の引き上げにつながる懸念が心配される下水道事業会計予算に反対するものであります。

以上で、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、伊與田君。

〔2番 伊與田伸吾君 登壇〕

○2番（伊與田伸吾君） 議長のお許しをいただきまして、第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算について賛成の立場から討論に参加させていただきます。

本町の現状は、社会基盤整備が積極的に進められ、居住区域の拡大などもあって人口が増加しております。こうした中であって、医療サービスの改善、充実が図られる岡崎市南部での大学病院建設は、医療圏の救急医療充実に結びつくものであり、小中学校の児童生徒増加に伴う教室など、学習環境の整備は時期を失することのない対応を必要とするものであります。また、公共施設の中でも町民プールは老朽化により大規模修繕を必要とするなど、喫緊の数多くの課題を抱えております。町長は、施政方針の中で未来につながる暮らしやすい町の実現に向けて、子育て及び教育環境の整備を始め、高齢者、障害者などへの支援の強化、安心安全のさらなる充実、公共施設の老朽化対応など、重点的に盛り込み、可能な限り配慮した予算は過去最大規模の予算となったとの説明がありました。そのうち、平成31年度一般会計予算は164億6,000万円で、主な増加要因としましては、平成32年4月開業が予定されています藤田医科大学岡崎医療センター整備支援負担金に7億7,550万円、町民プール大規模修繕工事等に2億1,200万円、豊坂小学校整備事業に1億7,083万円、ショートステイ建築工事等に6,316万円など、新規事業としまして65事業、16億5,864万円が予定されております。

総合病院のない本町にとりまして、藤田医科大学岡崎医療センター整備に伴う支援負担は、より身近な場所において緊急医療が受けられる体制が確立されるものであることから、やむを得ないものと判断されます。また、医療センターとの連携による医療福祉政策の充実を研究検討していくとの答弁もされておまして、今後の展開を大いに期待したいと思います。

町民が望み期待する個別事業としましては、平成30年度繰越明許費にて整備が進められる小中学校の空調設置に加えて、子育て環境では病後児保育事業や児童クラブ運営業務の民間委託なども考えられており、ふえ続ける高齢者対策には55歳以上を対象と

するシニア、シルバー人材育成事業補助金の創設、福祉タクシー助成による外出支援も予定されています。また、災害に強いまちづくりとして、地域防災力向上を支援する仕組みのテラス推進事業を新たに取り組むとする内容のものであります。

本町の治水対策に欠くことのできない遊水池整備は、地権者全員の同意が得られているとのことであり、国県に対し、早期事業完了に向けた強力な働きかけを期待します。また、周辺市町との本町をつなぐ国県道の整備や都市基盤の整備について、引き続き、精力的な取り組みを期待するところであります。

最後に、本町が発展し、自立するためには自主財源の確保が課題となります。人口増加に伴う諸施策の実施には多くの財源を伴うものであります。現状はふるさと寄附金の恩恵を受けておりますが、いつまでもこの制度が続くかわかりません。将来を見据え、優良企業の誘致、遊休土地の有効利用、町民税の適正課税なども配慮が必要になってこようかと思っております。

そうした背景もありますが、平成31年度の一般会計予算は不足する財源を基金の一部取り崩しと町債発行などにより、喫緊の課題を重点的に絞り込んだ予算となっているものであり、持続可能なまちづくりを見据えたものであると思っております。

第6次幸田町総合計画の基本理念に人と自然と産業の調和に基づき、将来像として掲げた、みんなでつくる元気な幸田の実現に向け一層の努力をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 伊與田伸吾君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

中日新聞より写真の撮影のお申し出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、中日新聞による写真の撮影を許可することに決定しました。

これより上程議案 25 件及び陳情 3 件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第 4 号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第 4 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 5 号議案 幸田町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 5 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 6 号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 6 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 7 号議案 幸田町消防団条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 7 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 8 号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 8 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 9 号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員

長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案 幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 字の区域の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 工事の請負契約について（幸田町学校給食センター増築工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 町道路線の認定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 平成31年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 平成31年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 平成31年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報

告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 平成31年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 農協改革に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択することに決しました。

次に、陳情第2号 「ハッピネス・ヒル・幸田第3次事業」区域における不法占有の原因及び責任を明らかにし、同様のことが繰り返されないようにしてくださいに対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 （仮称）総合体育館建設事業計画を明らかにしてくださいに対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、議員提出議案第1号 農協改革に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、浅井武光君。

〔9番 浅井武光君 登壇〕

○9番（浅井武光君） それでは、議員提出議案について、全て朗読をもって説明といたします。

議員提出議案第1号 農協改革に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署提出します。

平成31年3月26日

提出者 幸田町議会議員 浅井武光

賛成者 幸田町議会議員 足立初雄、同じく稲吉照夫、同じく都築一三、同じく鈴木雅史、同じく大嶽 弘、同じく丸山千代子、同じく酒向弘康

提案理由 JAのあり方を決めるのは、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿って対応を要望する必要があるから。

それでは、朗読をもって意見書とさせていただきます。

農協改革に関する意見書（案）、本町の農業は温暖な気候や豊かな水質源などの自然環境のもと、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、町民の新鮮な食料や良好な景観等を提供しています。その中でJAあいち三河は、農畜産物の販売や営農指導を始め、農地集積や新規就農者の育成、農産物直売所の設置など、農家経営の安定と地域農業振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、組合員を始め、地域と人々の生活を支える事業を展開し、町民の生活基盤としても非常に重要な役割を果たしています。特に本町は担い手農家の減少と農家と非農家との混住化が進む地域にあって、JAは本町との連携、協調のもと、担い手農家の経営安定や新規就農者の育成、農業塾等の開設、安全安心な農畜産物の生産、農産物直売所、学校給食など地産地消の取り組み、地域住民への生活サービスなどの取り組みや活動を積極的に展開しており、本町や社会、経済上、なくてはならない組織となっています。このような中、政府は2019年5月末までの期間とする農協改革集中推進期間を設定し地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始めとする改革を促しています。また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する。2021年3月末までに農協制度や准組合員利用規制の導入についての検討を行い結論を得るものとされています。

一方、JAグループは現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業を活用した自己改革に取り組んでいるところでありますが、今後、進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分行えなくなり、農業振興や地域振興に支障を来すことが懸念されています。

そもそもJAは、組合員の民主的な協同組織です。JAのあり方を決めるのは政府ではなく組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれます。よって、国におかれましてはこういう状況を踏まえ、下記の事項に責任を持って対応されるよう要望します。記、信用事業の分離誘導及び准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づくものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月26日

愛知県額田郡幸田町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣

以上であります。よろしく願いをいたします。

〔9番 浅井武光君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これよりただいま議題となっております議員提出議案について質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

議員提出議案第1号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案について、討論に入ります。

まずは、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

議員提出議案第1号 農協改革に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

日程第 4

- 議長（杉浦あきら君） 日程第 4、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第 7 3 条及び第 7 5 条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成 3 1 年 3 月 4 日招集された第 1 回幸田町議会定例会を閉会とします。

閉会 午前 1 0 時 3 4 分

- 議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

- 町長（成瀬 敦君） 平成 3 1 年第 1 回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る 3 月 4 日から本日まで 2 3 日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、9 名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特に平成 3 1 年度の当初予算につきましては、税収の減収が見込まれるなど、大変厳

しい状況ではありますが、未来につながる暮らしやすい町の実現に向けて、実現可能な財政運営に心がけながら、これまでの取り組みを継続、さらに前進させ、町民の皆様の付託に応えるべき努力、全力で取り組んでまいりたいと思います。

ここで人事異動の御報告をさせていただきたいと思います。

今年度末に8名の職員が退職する予定でございまして、これまでそれぞれの立場で努力していただきましたことに改めて謝意を表したいと存じます。

とりわけ、その中には部長級1名及び部次長級1名が含まれております。長きにわたり勤務いただいた議会事務局長の牧野洋司君、会計管理者兼出納室長の林敏幸君の2人ですが、幸田町行政の発展のためにそれぞれの持ち場で行政実務の要として力を発揮していただきました。私といたしましても心から、その功績に感謝を表したいと存じます。

牧野議会事務局長につきましては、昭和56年に本町の職員として採用され、38年にわたり勤務をされて、平成24年には監査委員事務部局事務局長、平成25年には住民課長、平成26年には会計管理者兼出納室長、平成28年には議会事務局長となり、監査による事務事業の評価の推進、住民窓口、あるいは適正な予算執行、そして、議会の円滑な対応に尽力していただきました。

林会計管理者兼出納室長につきましては、昭和56年に本町の職員として採用され、38年にわたり勤務をされて、平成23年には環境課長、平成24年には企画財政課長、平成27年には企画部次長兼企画政策課長、平成28年には会計管理者兼出納室長として環境行政、町政の企画推進、そして予算の執行審査の推進に尽力していただきました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意をされ、これからも役場の現役職員に対する指導、助言とあわせまして、一町民として引き続き町政を見守っていただきたいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日付の人事異動でございます。お手元に届いているとは思いますが、今回の人事異動につきましては、部課等の組織機構の見直しはなく、部長級6名、次長級3名、課長級9名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり、退職者8名に対し、新規採用職員は15名とし、これによりまして職員の総数は352名となります。

人事異動に当たっての基本的な考え方ではありますが、第6次総合計画の将来像として掲げられた、みんなでつくる元気な幸田の実現に向け、1、子育て基盤の整備、2、教育基盤の整備、3、高齢者、障害者等に対する支援体制の強化、4、安全・安心のさらなる充実、5、公共施設の修繕、改修、長寿命化の5つの重点事項のための組織、人事体制整備に必要な人事異動を行いました。さらに、姉妹都市であります島原市への職員派遣をし、経済産業省、全国市町村国際文化研修所、愛知県市町村振興協会への職員派遣を継続して行い、それぞれの機関との連携強化を図るとともに、職員一人一人の技術、技能または知識向上を図ってまいります。

私を含め、職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政

運営を心がけ、住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

そして、議員の皆様方におかれましては、町議会議員の4年間の任期が4月29日に満了を迎えることになりまして、再度選挙に臨まれる方、また、今回をもって退任される方、さまざまであろうと思いますが、これまでの御指導、御尽力に対し、経緯と感謝を申し上げます。

私ごとではありますが、町長就任以前より公私ともに長年にわたりお世話になった方ばかりであり、きょうまであらゆる面で行政各般にわたり適切に導いてくださったことは私の大きな財産であります。一方向でなく、違う見方を知ることによって多面的に考えたり、世の中の価値観に対して多様性を持って、これからも多くの方々と接していきたいと思っております。本当に今までありがとうございました。

最後になりますが、議員各位におかれましてはくれぐれも健康に御留意をいただきますように、そして、町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、この3月末日に退職されます牧野議会事務局長及び林会計管理者からの発言の申し出がありましたので発言を許します。

始めに牧野局長、お願いします。

〔議会事務局長 牧野洋司君 登壇〕

○議会事務局長（牧野洋司君） 議長からお許しをいただきましたので、退職に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

私は昭和56年4月に幸田町職員として採用され、38年が過ぎようとしております。気が小さく、思ったことの半分も発言できない微力な私ではありますが、議長を始め、議員の皆様方、町長を始め職員の皆様方の御指導、御助言のおかげをもちまして、今日まで大過なく務めることができました。また、自分にとって行政側と議会側の両方を経験できたことにつきましては、とても意義のあることであり財産であると思っております。感謝申し上げます。

「成せばなる成さねばならぬ何事も。ならぬは人のなさぬなりけり。」の心情を持ちまして、4月からの新天地でも今までと同様にこつこつと進みたいと考えております。議員の皆様方の御健勝、御活躍、さらなる町の発展を心より御祈念申し上げまして、退職の挨拶とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。

〔議会事務局長 牧野洋司君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 林会計管理者、お願いします。

〔会計管理者兼出納室長 林 敏幸君 登壇〕

○会計管理者兼出納室長（林 敏幸君） 失礼いたします。退職に当たりまして、神聖なる議場におきまして挨拶の機会を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

昭和56年に奉職しまして38年間、私のような者が本日を迎えることができました

のも皆様の御指導をいただいたおかげであり感謝申し上げます。とりわけ、総合計画の策定に際しましては、大変お世話になり、多くのことを学ばさせていただきました。ありがとうございました。

振り返ってみますと、就職当時、町民の方に一方的に建物の道路後退を強制していた道路マスタープランや開発指導要綱を盾に行った行き過ぎた行政指導は私の苦い思い出であります。

また、環境課時代では、自然観察会を通し、本町の一番の魅力であります緑豊かな自然を歩きながら肌で感じることができましたと同時に、生き物の悲痛な叫び声も聞こえたような気がします。

議員の皆様を始め、多くの方から教わったこと、それは実際に現場に赴き、小さな声、声なき声も聞き、肌で感じることで、そんな努力を惜しまない、私なりの勝手な解釈ではありますが、教訓として受けとめています。

今後は引き続き、再任用として務めさせていただく予定ではありますが、皆様からの教えを胸に、新たな気持ちでスタートラインに立つ所存であります。

最後に皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、感謝とお礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔会計管理者兼出納室長 林 敏幸君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 退職されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力いただき、まことにありがとうございます。そして、大変お疲れさまでした。

議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

理事者各位には成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成31年3月26日

議 長

議 員

議 員